

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」について

1. 対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4年1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

2. 支給対象者

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. 給付額

対象児童1人につき、10万円

4. 申請手続き

- ①③の保護者、②の内きょうだいが大分市から児童手当を受給している保護者は申請手続きが不要
 - ②の保護者は別途申請手続きが必要
- ※所属庁から児童手当を受給している公務員は申請手続きが必要

5. 支給時期

- ①の保護者、②の内きょうだいが大分市から児童手当を受給している保護者
 - ・12月13日（月）に案内文書を送付
 - ・12月27日（月）から支給開始
- ②の保護者及び公務員
 - ・12月28日（火）に案内文書を送付
 - ・令和4年1月4日（火）から申請受付を開始
 - ・申請受付後、所得判定を行い、対象者に支給
1月14日（金）から支給開始
- ③の保護者
 - ・1月中旬から案内文書を送付
 - ・2月上旬から支給開始